

件 名

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

県立中学校の生徒定員の変更をするため、埼玉県立中学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づいて、埼玉県立中学校の基本的事項について定めるもの

2 改正の内容

生徒定員240人から、生徒定員210人に改正する。

3 施行期日

令和9年4月1日

(県立学校人事課)

ただし、令和11年3月31日まで経過措置を行う。

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正内容

改正の内容

埼玉県立伊奈学園中学校の生徒定員を240人から、210人に変更する。

改正の理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行された。

これにより、公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の標準が40人から35人に引き下げられた。

このことを踏まえ、県立中学校の1学級の生徒の数を40人から35人に引き下げ、生徒定員の変更を行う。

生徒定員	1年	2年	3年	計
	80	80	80	240



生徒定員	1年	2年	3年	計
	70	70	70	210

2 施行期日

令和9年4月1日から施行する。
ただし、令和11年3月31日まで経過措置を行う。

改 正 案	現 行																																
<p style="text-align: center;">埼玉県立中学校管理規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(名称等)</p> <p>第二条 中学校の名称、男・女・共学の別及び生徒定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">名 称</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">男・女・ 共学の別</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 徒 定 員</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">一 年</th> <th style="width: 10%;">二 年</th> <th style="width: 10%;">三 年</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">埼玉県立伊奈学園 中学校</td> <td style="text-align: center;">共</td> <td style="text-align: center;"><u>七〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>七〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>七〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二一〇</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第三条～第十九条 (略)</p>	名 称	男・女・ 共学の別	生 徒 定 員				一 年	二 年	三 年	計	埼玉県立伊奈学園 中学校	共	<u>七〇</u>	<u>七〇</u>	<u>七〇</u>	<u>二一〇</u>	<p style="text-align: center;">埼玉県立中学校管理規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(名称等)</p> <p>第二条 中学校の名称、男・女・共学の別及び生徒定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">名 称</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">男・女・ 共学の別</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 徒 定 員</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">一 年</th> <th style="width: 10%;">二 年</th> <th style="width: 10%;">三 年</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">埼玉県立伊奈学園 中学校</td> <td style="text-align: center;">共</td> <td style="text-align: center;"><u>八〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>八〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>八〇</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二四〇</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第三条～第十九条 (略)</p>	名 称	男・女・ 共学の別	生 徒 定 員				一 年	二 年	三 年	計	埼玉県立伊奈学園 中学校	共	<u>八〇</u>	<u>八〇</u>	<u>八〇</u>	<u>二四〇</u>
名 称			男・女・ 共学の別	生 徒 定 員																													
	一 年	二 年		三 年	計																												
埼玉県立伊奈学園 中学校	共	<u>七〇</u>	<u>七〇</u>	<u>七〇</u>	<u>二一〇</u>																												
名 称	男・女・ 共学の別	生 徒 定 員																															
		一 年	二 年	三 年	計																												
埼玉県立伊奈学園 中学校	共	<u>八〇</u>	<u>八〇</u>	<u>八〇</u>	<u>二四〇</u>																												

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中
「

八〇	八〇	八〇	二四〇
----	----	----	-----

」を「

七〇	七〇	七〇	二一〇
----	----	----	-----

」に改める。

附 則

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の規定の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間においては同条の表中
「

七〇	七〇	七〇	二一〇
----	----	----	-----

」とあるの

は「

七〇	八〇	八〇	二三〇
----	----	----	-----

」とし、令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間においては同条の表中

「

七〇	七〇	七〇	二一〇
----	----	----	-----

」とあるのは

「

七〇	七〇	八〇	二二〇
----	----	----	-----

」とする。